

京都市告示第 94 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 31 年 4 月 17 日

京都市長 門川 大作

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
梅小路通	下京区梅小路高畑町17番地の2地先から 同町16番地地先まで	旧	メートル 15.50	メートル 6.00
		新	15.50	6.00
天神通	下京区梅小路高畑町17番地の2地先内	旧	8.90	6.00 ~ 10.40
		新	8.90	6.00 ~ 11.50
鹿ヶ谷嵐山線	右京区嵯峨天龍寺若宮町21番地の3地先 から 同町20番地の71地先まで	旧	23.20	20.00
		新	23.20	20.00
丸太町通	右京区嵯峨天龍寺若宮町21番地の3地先 から 同町20番地の71地先まで	旧	23.20	20.00
		新	23.20	20.00
嵯峨経151の 2号線	右京区嵯峨天龍寺若宮町22番地の3地先 から 同町20番地の71地先まで	旧	48.40	2.56 ~ 3.65
		新	48.40	2.55 ~ 4.00
太秦安井経39 号線	右京区太秦安井西裏町24番地の1地先 から 同区太秦安井池田町3番地の6地先まで	旧	282.50	8.50 ~ 9.00
		新	282.10	8.98 ~ 10.30

太秦安井緯5号線	右京区太秦安井西裏町3番地の1地先から	旧	15.40	4.90 ~ 8.60
	同町24番地の1地先まで	新	15.40	4.90 ~ 8.60

(建設局土木管理部道路明示課)